

割賦販売に係る自主規制規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則（以下「規則」という。）は、割賦販売（前払式割賦販売を除く。以下同じ。）に係る取引の公正を確保し、もって、割賦販売の健全な発展を図るとともに、購入者等の利益を保護することを目的とする。

2 規則は、法令と規則の相互補完により法及び規則の目的が的確に実現できるよう解釈、運用しなければならない。会員の業務若しくは取引を不当に制限し又は不公正な取引方法を許容するなど、公正かつ自由な競争を妨げてはならない。

(定義)

第2条 規則における用語の定義は法で定めるもののほか、次の各号に定める。

- (1) 法 割賦販売法
- (2) 政令 割賦販売法施行令
- (3) 省令 割賦販売法施行規則
- (4) 購入者等 会員から指定商品、指定権利を割賦販売の方法により購入する者及び指定役務の提供を割賦販売の方法により受ける者
- (5) 利用者 カード等を保有する者
- (6) 交付等 (カード等の) 交付又は付与
- (7) 商品等 指定商品、指定権利及び指定役務
- (8) 利用規約 会員が利用者との間で締結し又は締結した包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売に基づく売買契約及び役務提供契約に適用される取引条件等を内容とする契約条項又は契約約款
- (9) 個別方式割賦販売 法第3条第1項に規定する割賦販売
- (10) 包括方式割賦販売 法第3条第2項に規定する割賦販売
- (11) リボルビング方式割賦販売 法第2条第1項第2号に規定する割賦販売

(適用範囲及び適用除外)

第3条 規則は、会員が行う割賦販売について適用する。

2 前項にかかわらず、規則は、会員が行う割賦販売のうち、次の取引には適用しない。

- (1) 連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除き、購入者等が営業のために若しくは営業として締結するものに係る割賦販売
- (2) 本邦外に在る者に対して行う割賦販売
- (3) 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会が、その直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売
- (4) 会員がその従業者に対して行う割賦販売
- (5) 無尽に該当する割賦販売

第2章 割賦販売条件の表示

第1節 個別方式割賦販売

(個別方式割賦販売の条件の表示)

第4条 会員は、個別方式割賦販売をしようとするときは、申込者に対し、法第3条第1項に基づき、次の各号に掲げる事項を、次条から第7条に定めるところにより表示しなければならない。

- (1) 現金価格
- (2) 割賦価格
- (3) 支払の期間及び回数
- (4) 手数料の料率

(個別方式割賦販売の条件の表示方法)

第5条 会員は、前条各号の表示を行うときは、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 個別方式割賦販売をしようとする商品等ごとに、すべての事項を同時に表示しなければならない。ただし、当該事項のすべてを集中表示している場合はこの限りではない。
- (2) 営業所等の見やすい場所に掲示するか、又は書面により提示することで行うこととする。
- (3) 日本工業規格Z 8305に定める8ポイント以上の文字及び数字を使用しなければならない。
- (4) 別表1に定める用語をその定義どおりに使用しなければならない。

(個別方式割賦販売の条件の表示内容)

第6条 会員は、第4条各号に定める事項を表示するときは、次の各号に定める内容により行わなければならない。

- (1) 第4条第1号及び第2号 次のいずれかによって表示することとする。

- イ 現金価格及び割賦価格の実額を表示する方法
- ロ 「現金価格〇〇円、割賦価格は現金価格の〇〇%増」と表示する方法
- ハ 「割賦価格〇〇円、現金価格は割賦価格の〇〇%引き」と表示する方法

- (2) 第4条第4号

- イ 実質年率であることを明示したうえで、年利建てで少なくとも0.1パーセントの単位まで表示し、かつ、手数料率又は手数料として実質年率以外の料率を示してはならない。
- ロ ボーナス併用払いの場合にあっては、次のいずれかの方法により表示することとする。
 - ① ボーナス月、加算金額を特定し、その条件下の料率を表示する方法
 - ② 算定される料率の最低率から最高率を表示する方法
 - ③ 算定される料率の最高率を表示する方法

(個別方式割賦販売の手数料の料率)

第7条 会員は、個別方式割賦販売に係る契約の締結時に定められた所定の支払いがなされた場合の手数料率について、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項に規定される割合を超えないよう努めることとする。

第2節 包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売

(カード等の取引条件の表示)

第8条 会員は、カード等を交付等するときは、利用者に対し、法第3条第2項、第3項に基づき、次の各号に掲げる取引ごとに定めた事項を、次条から第11条に定めるところにより表示しなければならない。

(1) 包括方式割賦販売

- イ 支払の期間及び回数
- ロ 手数料の料率
- ハ 割賦価格の具体的算定例
- ニ 極度額
- ホ その他カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

(2) リボルビング方式割賦販売

- イ 弁済の時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法
- ロ 手数料の料率
- ハ 弁済金の額の具体的算定例
- ニ 極度額
- ホ その他カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

2 包括方式割賦販売にあつては別表1に定める用語を、リボルビング方式割賦販売にあつては別表2に定める用語を、その定義どおりに使用しなければならない。

3 会員は、同一のカード等で包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売を行う場合にあつては、第1項各号に定める項目のうち、共通するものについては重ねて表示しなくてもよいこととする。

(カード等の取引条件の表示方法)

第9条 会員は、会員は、前条第1項各号の表示を行うときは、次の各号に定めるところにより、当該取引条件を記載した書面を利用者へ交付して行わなければならない。

(1) 会員は、取引条件を記載した書面において、日本工業規格Z8305に定める8ポイント以上の文字及び数字を使用しなければならない。

(2) 会員は、取引条件を記載した書面に使用する紙の厚さ、質、色及びインクの濃さ、色の選択にあつては、利用者にとって読みやすいものとなるよう十分に留意することとする。

2 会員は、政令第2条並びに省令第10条及び第11条で定めるところによりあらかじめ利用者の承諾を得たときは、前項の書面に係る記載事項を、電磁的方法により提供することができる。

3 会員は、前項の承諾を得た後に、当該承諾を得た者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、書面により交付しなければならない。

(カード等の取引条件の表示内容)

第10条 会員は、第8条第1項第1号に定める取引条件を表示するときは、次の各号に定める

内容により行わなければならない。

(1) 第8条第1項第1号イ

利用者が選択することができる条件を全て表示し、それぞれの支払期間に対応する実質年率を併せて表示することとし、別紙記載例1を参考に記載することとする。

(2) 第8条第1項第1号ロ

イ 第6条第2号イに定めるところによることとし、別紙記載例1を参考に記載することとする。ただし、いわゆるボーナス併用払いの場合は、例示した算定例における実質年率と異なることがある旨の記載を行うことで足りる。

ロ イにかかわらず、手数料の額の算出方法として一定の割合を表示することができる。この場合、当該割合が手数料の額の算出方法としてのものであることを明示し、当該割合を手数料率と誤認させるような表示又は実質年率より目立たせるような表示は行ってはならない。

(3) 第8条第1項第1号ハ

別紙記載例1を参考に記載することとする。

(4) 第8条第1項第1号ニ

会員が決定した金額を極度額として表示する。

(5) 第8条第1項第1号ホ

第1号から第4号に定めるものの他に、カード等の利用に関する事項について定めがあるときはこれらを表示する。

2 会員は、第8条第1項第2号に定める取引条件を表示するときは、次の各号に定める内容により行わなければならない。

(1) 第8条第1項第2号イ

その算定の基礎となる商品等の代金を集計する基準日（締切日）を明示し、弁済する代金及び手数料についてそれぞれ算定方法を表示することとし、別紙記載例2を参考にして記載することとする。

(2) 第8条第1項第2号ロ

前項第2号に定めるところによることとし、別紙記載例2を参考にして記載することとする。

(3) 第8条第1項第2号ハ

別紙記載例2を参考にして記載することとする。

(4) 第8条第1項第2号ニ

前項第4号に定めるところによることとする。

(5) 第8条第1項第2号ホ

前項第5号に定めるところによることとする。

(包括方式割賦販売の手数料の料率)

第11条 会員は、包括方式割賦販売に係る契約の締結時に定められた所定の支払いがなされた場合の手数料率について、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2

項に規定される割合を超えないよう努めることとする。

(カード等の更新時における取引条件の表示)

第12条 会員は、カード等の有効期間を更新するときは、第8条から前条に定めるところにより、取引条件を表示することとする。

(カード等の取引条件の事前開示)

第13条 会員は、利用者がカード等の入会申込みに先立って、当該カード等に係る取引条件を確認することができるように、カード等の入会申込書面への記載、会員のホームページにおける表示その他の方法により、第8条各項に定める事項を明示するよう努めることとする。

第3節 その他の事項

(取引条件の広告)

第14条 会員は、個別方式割賦販売、包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売の条件について広告をするときは、第1節から第2節に定めるところにより、当該広告に割賦販売条件を表示しなければならない。ただし、第5条第3号、第10条第1項第2号、第10条第2項第2号の規定は、書面による広告の場合に限る。

第3章 書面の交付

第1節 個別方式割賦販売

(書面交付)

第15条 会員は、個別方式割賦販売に係る契約を締結したときは、法第4条第1項に基づき、遅滞なく、購入者等に対し別表3に定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の書面は、購入者等に対して郵送その他の方法で交付することができる。

3 第1項に定める書面記載事項のうち契約の申込み時に確定している事項については、契約申込み時に書面に記載して交付するとともに、当該書面に「本書面は契約成立後、割賦販売法第4条第1項に定める書面となる」旨を記載しているときは、契約締結時に交付する書面への記載を省略することができる。

(書面交付事項の記載方法)

第16条 会員は、前条第1項に定める書面を作成するときは、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、フリガナ等は8ポイント未満でも差し支えない。

(2) 別表1に定める用語をその定義どおりに使用しなければならない。

(3) 紙の厚さ、質、色及びインクの濃さ、色の選択は購入者等にとって読みやすいものとなるよう十分に留意することとする。

(書面交付事項の記載内容)

第17条 会員は、第15条第1項に定める書面を購入者等に交付するときは、次の各号に定め

る内容に合致していなければならない。

(1) 支払の時期及び方法（別表3の項番4）

支払の時期については支払期日、又は支払期間及び毎月の支払日をもって表示し、支払の方法については持参、振込み、自動引落とし等の別を記載することとする。

(2) 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期（別表3の項番4）

期日又は期間を記載することとする。

(3) 契約の解除に関する事項（別表3の項番5）

記載内容が以下に合致していることとする。

イ 申込者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと

ロ 会員が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した契約の内容と当該購入者等が受領した商品等が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていることとし、別紙記載例3を参考にして記載するものとする。

ハ 会員が、購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、会員が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、会員が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていることとし、別紙記載例4を参考にして記載するものとする。

ニ 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額について、法第6条第1項、第3項及び第4項の規定に定める金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求することができない旨が定められていることとし、別紙記載例5を参考にして記載するものとする。

ホ 会員の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における会員の義務に関し、民法第545条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと

(4) 所有権の移転に関する事項（別表3の項番6）

次に掲げる内容に合致するとともに、別紙記載例6を参考にして記載するものとする。

イ 所有権の移転の時期が明示されていること

ロ 購入者等は、所有権の移転前は、商品の担保提供、譲渡、転売ができない旨が定められていること

(5) 商品名、商品の商標又は製造者及び型式、商品の数量（別表3の項番7-3~5）

各項目について可能な限り詳細に記載することとする。ただし、型式が無い商品の場合はこの限りではない。

(6) 期限の利益喪失に関する事項（別表3の項番7-9）

期限の利益喪失について、次に掲げる内容に関し、別紙記載例7を参考にして記載するものとする。

イ 会員が、購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、会員が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、会員が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること

ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合以外の場合が定められていないこと

(7) 損害賠償の額の制限に関する事項（別表3の項番7-10）

支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除き、購入者等の期限の利益を喪失させない場合で個々の支払が遅滞しているときを含む。）の損害賠償の額の制限について、次に掲げる内容に合致したものとし、別紙記載例8を参考にして記載することとする。

イ 遅滞している支払分に対し、当該支払分を支払うべき日の翌日から支払がなされた日まで利息制限法の定める範囲内を目安として約定する一定率を乗じて得た額を請求することができること。

ロ イにかかわらず、当該遅延損害金のうち、割賦価格に相当する額から既に支払われた支払分の額を控除した額にこれに対する商事法定利率を乗じて得た遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求することができない旨が定められていること。

(8) 販売等の条件となっている役務等に関する事項（別表3の項番7-11～13）

商品の販売の条件となっている役務にあつては、以下に定めるところによることとし、販売の条件となっている商品、権利にあつてはこれらを参考に記載することとする。

イ 役務の提供時期、提供回数、提供者、提供方法、提供場所、提供役務の種類、量、具体的内容、役務が優良の場合は1回毎の単価等のうち、役務の属性に鑑みて記載可能なものをできるだけ詳細に記載すること

ロ 別紙に記載する場合は、契約書面に「別紙による」旨を記載するとともに、契約日、会員の名称及び住所、商品名等を記載し、契約書面との一体性を明らかにすること

ハ 商品の販売の条件となっている役務がない場合、契約書面にない旨を記載すること

(9) 商品の隠れた瑕疵に関する事項（別表3の項番7-14）

商品に隠れた瑕疵（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係る瑕疵であつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）がある場合に会員が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと

(10) その他の特約に関する事項（別表3の項番7-15）

法令に違反する特約が定められていないこと。

2 会員は、前項第10号に定める特約事項を定める場合には、以下に定める内容に合致していなければならない。

(1) 債務の弁済の受領に要する費用として手数料以外に購入者等から徴求する費用に関する事項

印紙代、公正証書作成費用など契約締結に要する費用及び訪問集金費用、再振替手数料など債務の弁済の受領に要する費用として手数料以外に購入者等から徴求する費用について、

別紙記載例 9 を参考にして記載することとする。

(2) 早期完済の特約に関する事項

購入者等が支払期間の途中で一括弁済した場合、未経過期間についての金利相当分を割引き、又は払い戻す旨を別紙記載例 10 を参考にして記載することとする。

(3) 管轄裁判所に関する事項

契約に係る訴の属する裁判所の管轄について購入者等に著しく不利とならないよう別紙記載例 11 を参考にして記載することとする。

第 2 節 包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売

(契約締結時の書面の交付)

第 18 条 会員は、包括方式割賦販売に係る契約を締結したときは、法第 4 条第 1 項に基づき、遅滞なく、購入者等に対し別表 3 に定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 会員は、リボルビング方式割賦販売に係る契約を締結したときは、法第 4 条第 2 項に基づき、遅滞なく、購入者等に対し別表 4 に定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前 2 項に掲げる記載事項のうち、個々の契約で記載内容が変わらないものについては、あらかじめ第 8 条各号の書面に記載して購入者等に交付することにより、前 2 項の書面への記載を省略することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の書面は、購入者等に対して郵送その他の方法で交付することができる。

(弁済金請求時の書面の交付)

第 19 条 会員は、リボルビング方式割賦販売に係る弁済金の支払を請求するときは、法第 4 条第 3 項に基づき、あらかじめ、購入者等に対し別表 5 に定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(書面交付事項の記載方法)

第 20 条 会員は、第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに前条に定める書面を作成するときは、第 9 条第 1 項の定めるところにより行わなければならない。

(契約締結時の書面交付事項の記載内容)

第 21 条 会員は、第 18 条第 1 項に定める書面を購入者等に交付するときは、第 17 条に定める内容に合致していなければならない。ただし、別表 3 の項番 7-3 から 7-5 に定める事項については、第 3 項の方法によることができる。

2 会員は、第 18 条第 2 項に定める書面を購入者等に交付するときは、次に定める内容に合致していなければならない。

(1) 弁済金の支払の方法 (別表 4 の項番 2)

第 17 条第 1 項第 1 号に定める方法による。

(2) 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期 (別表 4 の項番 4)

第 17 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。

(3) 契約解除の制限に関する事項 (別表 4 の項番 4)

第 17 条第 1 項第 3 号 (二を除く。) に定めるところによる。

(4) 所有権の移転に関する事項（別表４の項番５）

第１７条第１項第４号に定めるところによる。

(5) 商品名、商品の商標又は製造者及び型式、商品の数量（別表４の項番６－３～５）

第１７条第１項第５号に定めるところによる。ただし、別表３の項番〇〇に定める事項については、第３項の方法によることができる。

(6) 期限の利益喪失に関する事項（別表４の項番６－７）

第１７条第１項第６号に定めるところによる。

(7) 販売等の条件となっている役務等に関する事項（別表４の項番６－９～１１）

第１７条第１項第８号（ハを除く。）に定めるところによる。

(8) 商品の隠れた瑕疵に関する事項（別表４の項番６－１２）

第１７条第１項第９号に定めるところによる。

(9) その他の特約に関する事項（別表４の項番１３）

第１７条第１項第１０号に定めるところによる。

3 会員は、別表３の項番７－３から７－５、別表４の項番６－３から６－５に定める事項については、１契約に２以上の商品等が含まれる場合において、現金価格が最も高額の商品等以外のものであって、現金価格が３０００円に満たないものについては、別に定める措置を講ずることにより、記載を省略することができる。なお、同一種類の商品を複数購入した場合、現金価格は商品の単価ではなく、複数個の合計金額とする。

4 会員は、第２項第９号に定める特約事項を定める場合には、第１７条第２項（同項第２号を除く。）に定める内容に合致していなければならない。

（弁済金請求時の書面記載事項の記載内容）

第２２条 会員は、第１９条に定める書面の交付において、別表５の項番２については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残っている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載しなければならない。

第３節 その他の事項

（共通の記載事項における留意事項）

第２３条 会員は、同一のカード等で包括方式割賦販売及びリボルビング方式割賦販売を行う場合にあっては、第１８条第１項及び第２項に定める各項目のうち、共通するものについては重ねて表示しなくてもよいものとする。

（電磁的方法による条件の表示）

第２４条 会員は、第１５条第１項、第１８条第１項及び第２項、第１９条に定める書面の交付を、電磁的方法により提供することができる。この場合、第９条第２項及び第３項の規定を準用する。

第４章 その他の業務に関する規則

(支払能力を超える割賦販売契約の締結の防止)

第25条 会員は、信用情報機関を利用すること等により得た正確な信用情報に基づき、それにより利用者又は購入者等が支払うこととなる賦払金等が当該利用者又は購入者等の支払能力を超えると認められる割賦販売を行わないよう努めなければならない。

(信用情報の適正な使用等)

第26条 会員又はこれらの役員若しくは職員は、利用者又は購入者等の支払能力に関する事項の調査以外の目的のために信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は信用情報機関から提供を受けた信用情報を支払能力に関する事項の調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

(取立て行為における留意点)

第27条 会員は、割賦販売の契約に係る債権の取立てにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない

- (1) 購入者等を威迫する言動を行うこと
- (2) 購入者等の私生活又は業務の平穩を害する言動を行うこと
- (3) 債務の返済に充てる目的で、貸金業者等からの借入れ等を強要すること
- (4) 債務処理に関する権限を弁護士又は認定司法書士に委任した旨、調停その他の裁判手続をとった旨若しくは公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく購入者等に対し支払請求をすること
- (5) 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をし、又は必要以上に取立てへの協力を要求すること、並びに支払義務があると誤認させるような言動を行うこと
- (6) その他正当とは認められない方法により請求又は取立てを行うこと

(白紙委任状の取得の禁止等)

第28条 会員は、強制執行認諾文言付公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面(以下「委任状」という。)を取得する場合は、次の事項に留意することとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載していない委任状を取得してはならない
 - イ 契約商品名等
 - ロ 割賦価格から頭金の額を控除した額
 - ハ 契約年月日又は申込年月日
 - ニ 分割払金の額及びその支払の時期
 - ホ 商品等の代金の支払期間及び回数
 - ヘ 購入者等又は連帯保証人の債務不履行に基づく契約の解除について定めがあるときはその内容
 - ト 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについて定めがあるときはその内容
 - チ 支払分の支払の義務が履行されない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときはその内容

(2) 委任状には「この委任状は、購入者等又は連帯保証人が債務不履行に陥った場合に直ちに強制執行を受けることを認諾する公正証書の作成の囑託を委任するものです。内容を十分ご理解の上、記名・捺印してください。」旨の文言を赤枠の中に赤字で記載するとともに、その取得に際しては、購入者等又は連帯保証人が委任状の法的性格及びその内容を十分理解できるよう説明しなければならない。

(3) 委任状は、「申込みの内容を記載した書面」と別綴りにするか、契約書面と同一の綴りにするときはその第一葉目に添付することが望ましい。

(個別方式割賦販売契約に伴う団体信用生命保険の取扱い)

第29条 会員は、個別方式割賦販売契約の締結に団体信用生命保険（以下「団信保険」という）への加入が伴う場合には、当該団信保険加入は、別表3の項番7-15に該当するため、第15条第1項に定める書面に、団信保険への加入に関する内容を記載して告知しなければならない。

2 会員は、前項の場合には、個別方式割賦販売契約に団信保険への加入が伴う旨を申込者に対し口頭で十分に説明したうえで当該加入への同意を得ることとする。

第5章 補則

(反社会的勢力の排除に係る経営陣の責務)

第30条 会員は、反社会的勢力による被害の防止のために、反社会的勢力に対する基本方針を会員の意思決定機関において決定するよう努めることとする。

(関係遮断のための措置)

第31条 会員は、会員の業容規模に応じて契約書及び取引約款において、反社会的勢力の排除のための措置を講じるよう努めることとする。

(利益供与の禁止)

第32条 会員は、反社会的勢力と知って、反社会的勢力が行う行為又は行った行為の対償として、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に対して利益供与をしてはならない。

2 会員は、反社会的勢力の活動を助長し、又は運営に資することとなることを知って、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に対して利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は反社会的勢力と知らずに行った契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りではない。

(不祥事案の調査)

第33条 会員は、反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、速やかに事実関係を調査しなければならない。

(細則の制定)

第34条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(改廃)

第35条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規則は、平成25年4月1日から施行する。